

(お知らせ)

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による
東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害により
被災された皆さまに対する電気料金等の特別措置について

2025年12月4日
東京電力パワーグリッド株式会社

このたび2025年10月8日から同月13日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、当該災害の影響により、当社サービスエリア内の激甚災害（局激）が指定された地域において、離島等供給約款における特別措置を講じることとしましたので、お知らせいたします。

また、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても同様の措置を講じます。

＜対象地域（2025年12月3日時点）およびお申し出いただける期限＞

当社サービスエリア内において、激甚災害（局激）が指定された地域で被災されたお客様さまからのお申し出に応じて適用します。

○激甚災害（局激）が指定された市町村^{※1}

【東京都島しょ】（八丈町、青ヶ島村）

※1 今回の事故において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または上記以外の市町村で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

また、お申し出いただける期限^{※2}は2026年6月30日となりますのでご留意ください。

※2 このたび激甚災害（局激）が指定された地域は、2025年10月15日のお知らせのとおり、令和7年台風第22号に伴う災害に対して離島等供給約款における特別措置を既に講じております。特別措置の内容に変更はございませんが、お申し出いただける期限を上記年月日へ延長しております。

＜離島等供給約款の特別措置＞

1. 電気料金の支払期日延長

2025年9月分（10月8日以降に支払期日を迎えるものに限る）、10月分、11月分および12月分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を超過している場合は、遡っての適用はいたしません。

2. 不使用日の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から 6 カ月間に限り、不使用日に相当する電気料金を申し受けません。なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 工事費負担金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用されないで契約を解約され、被災前の契約をこえない内容で新たに申し込まれた場合で、2026 年 4 月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

4. 仮設工事費の免除

被災場所の復旧のために仮設電気を必要とされる場合で、2026 年 4 月末日までにお申し込みをいただいたものについては、仮設工事費は申し受けません。

5. 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2026 年 4 月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

6. 計量器等の取付工事費の免除

災害により引込線、計量器等の取付位置を変更される場合で、2026 年 4 月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

＜再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の特別措置＞

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日の 1 カ月延長^{※1}

2025 年 9 月分（10 月 8 日以降に支払期日を迎えるものに限る）、10 月分、11 月分および 12 月分の系統連系受電サービス料金について支払期日をそれぞれ 1 カ月間延長します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

2. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合には、被災日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 被災により運転できなくなった発電設備等の基本料金免除

災害により発電設備等が一時的に運転不能となった場合、2026 年 4 月末日までの間は、復旧するまで運転できない発電設備等に相当する系統連系受電サービス料金の基本料

金を申し受けません。

なお、運転不能となった発電設備等が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※1. ただし、1. 系統連系受電サービス料金の支払期日延長においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用いたします。

以 上

＜離島等供給約款の特別措置に関するお問い合わせ先＞

・東京電力パワーグリッド株式会社 TEL 0120-933-375

・0120 番号をご利用になれない場合 TEL 03-4214-5678 (有料)

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 (12/29～1/3、日曜・祝日は除く)

＜再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の

特別措置に関するお問い合わせ先＞

・発電側課金ダイヤル TEL 03-6375-9041

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 (12/29～1/3、土曜・日曜・祝日は除く)